

第5期会津若松市鳥獣被害防止計画(案)の概要

農政部農林課

1 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日の3か年

2 第5期計画の概要

(1) 計画策定の目的

野生鳥獣による農作物被害の防止を目的に定めた被害防止施策の実施による農作物被害の軽減

(2) 計画の構成（体系）

国が定める様式による。（※別紙 計画案参照）

(3) 対象鳥獣

ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、
その他獣類（カモシカ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ）
鳥類（カラス、カワウ、スズメ）

(4) 被害の軽減目標

農作物被害の軽減は、現状値の50%を目標とする。

(5) 今後の主な取組

①共通事項

○鳥獣被害対策事業

- ・鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲
- ・鳥獣被害対策実施隊の確保・育成
- ・鳥獣被害対策専門員による被害状況や目撃現場の調査及び助言【新規】
- ・野生鳥獣の出没情報等を地図上に可視化する「獣マップ」の公開及びデータ活用による被害防止体制整備【新規】

○鳥獣被害防止総合支援事業

- ・侵入防止柵設置支援及び誘引果樹の伐採支援等【新規】
- ・国・県の鳥獣被害対策補助事業の活用による広域被害対策実施地区の拡大

②大型獣対策

○ツキノワグマ

- ・「あいべあ」や「獣マップ」を活用した出没情報の周知
- ・「ツキノワグマ等出没対応マニュアル」に基づく緊急銃猟訓練の実施【新規】

○イノシシ・ニホンジカ

- ・県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」による、個体数の管理

○捕獲に関する取り組み

- ・ICT等先端技術の新規導入等による捕獲業務の省力化
- ・会津総合射撃場を活用した実射研修会の開催による捕獲技術の向上【新規】

③中型獣対策

○ハクビシン

- ・わな貸出による有害捕獲支援及び、捕獲以外の対策に関する研究

④関係機関との連携

- ・国及び県が管理を行う河川における河川敷内の樹木伐採や刈り払い等、鳥獣の出没防止対策について河川管理者との連携【新規】